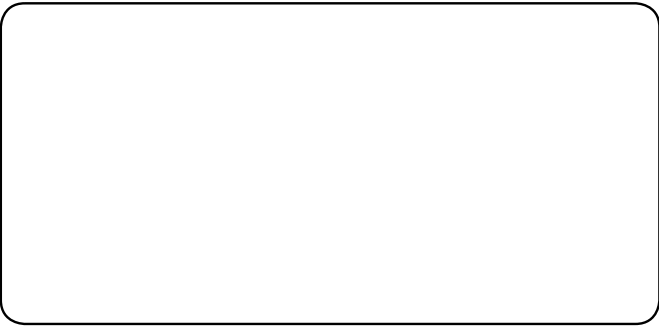




親 展



督 促 状

【納付義務者】	
氏名	
住所	
世 帯 番 号	
通 知 番 号	
識 別 番 号	
備 考	
税 (料) 目	
調 定 年 度	
賦 課 年 度	
期 別	
税 (料) 額	
督促手数料	
延 滞 金	※規定により算出した額
納 期 限	

上記金額が未納となっておりますので、
至急、指定金融機関等に納付してください。

注 意

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されて
納されていないときは、財産の差押えを受けることがあります。

※ 延滞金は、納付日の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額または
納入金額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満
であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6％
(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3％
(当該の期間については、年7.3％(当該期間のうち平成12年 1月 1日以後
の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する
時における公定歩合に年4％の割合を加算した割合が7.3％の割合に満た
されない場合は、当該公定歩合に年4％の割合を加算した割合))の割合
を乗じて計算した金額となります。

この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、
ついても、365日当たりの割合です。

この督促に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から
起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

この督促の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達
を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告
の代表者となります。)提起することができます。

なお、督促の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後
でなければ提起できないこととされていますが、①異議申立てがあった
日から3ヶ月を経過して決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続
きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経な
いでも処分の取消しの訴えを提起することができます。